

安全で環境に優しい住宅づくりを支援します
～新築・改修に伴う固定資産税の減額と改修助成制度～

バリアフリー改修

固定資産税の減額

既存の住宅をバリアフリー改修すると、1戸あたり1回に限り固定資産税(家屋)が減額される場合があります。分譲マンションなどの区分所有家屋でも、各専有部分に対して適用されます。

※省エネ改修に伴う減額制度と併用できますが、そのほかの減額制度とは併用できません。

◇**対象家屋** 平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次の①～③のいずれかに該当する方が居住する家屋

①65歳以上の方、②要介護または要支援の認定を受けている方、③障がいのある方

◇**対象改修** 平成19年4月1日～22年3月31日に行った、国が定める8項目のいずれかに該当するバリアフリー改修工事で、工事費用から補助金などを差し引いた金額が30万円以上の場合

◇**減額税額** 工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の3分の1(1戸当たり100平方メートル相当分まで)

申 工事完了日から原則3カ月以内に、申請書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

※申請書は同課で配布しているほか、市ホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/) <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/> からダウンロードもできます。

助成制度

住宅のバリアフリー化を目的とした改修に対し、費用の一部を助成します。

◇**対象** 市内の住宅に居住し、市内建築関連業者に2万円(消費税額を除く)以上の工事を発注する方

※賃貸住宅の場合は所有者の承諾が必要です。

※本人または同居親族が、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費、三鷹市高齢者自立支援住宅改修費、三鷹市身体障がい者(児)住宅設備改善費のいずれかの給付を受けられる場合は対象外です(該当する制度をご利用ください)。助成の利用は1回限りです。

◇**助成額** 改修工事費用改修工事費の20%(限度額15万円)

◇**対象工事** 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止のための床材への変更、引き戸や洋式便器への取り替えなど。

申 いずれも工事契約前に関係書類を添えてまちづくり推進課へ

問 同課 ☎内線2867

併用可
※バリアフリー改修以外の減額制度とは併用不可

省エネ改修

固定資産税の減額

平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上である住宅(賃貸住宅を除く)

◇**対象改修** 平成20年4月1日～22年3月31日に行った、現行の省エネ基準に新たに適合することになる省エネ改修工事(窓の断熱改修工事を含む30万円以上の工事)

◇**減額内容** 翌年度分の固定資産税額の3分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)

申 改修工事完了日から原則3カ月以内に、申告書に納税義務者の住民票の写し(市内在住の方は不要)と建築士などが発行する「熱損失防止改修工事証明書」を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2364へ(申請は1戸につき1回限り)

※改修工事前にご連絡ください。

※新築住宅、耐震改修に係る固定資産税の減額制度との併用はできません。

※バリアフリー改修に係る固定資産税の減額制度との併用が可能です。

認定長期優良住宅の新築

固定資産税の減額

平成21年6月4日～22年3月31日に新築された認定長期優良住宅で、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(一戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の2分の1以上の住宅

◇**減額内容** 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)

申 新築した翌年1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定通知書・変更認定通知書・承認通知書のいずれか1点の写しを添えて資産税課(市役所2階28番窓口)へ

問 資産税課 ☎内線2364(減額制度の申請)、建築指導課 ☎内線2825(長期優良住宅の認定)

併用不可

併用可

併用不可

連雀通りの整備に向けて
都・市が説明会を実施します

連雀通り(三鷹都市計画道路3・4・7号線)の整備事業にあたり、区間①・②(右図参照)について、都と市がそれぞれ説明会を実施します。※いずれの会場も、自家用車での来場はご遠慮ください。

◆区間①について

連雀通り(三鷹都市計画道路3・4・7号線)事業概要・測量説明会

都では、区間①(約750m)を事業化するための事業概要・測量説明会を開催します。

日 1月29日(金)午後7時～8時30分

所 四小体育館

申 当日会場へ

問 都建設局北多摩南部建設事務所工事第一課 ☎042-330-1835、市まちづくり推進課 ☎内線2862

◆区間②について

第2回三鷹市八幡前交差点改良事業説明会

市では、区間②(「三鷹市八幡前交差点」付近)

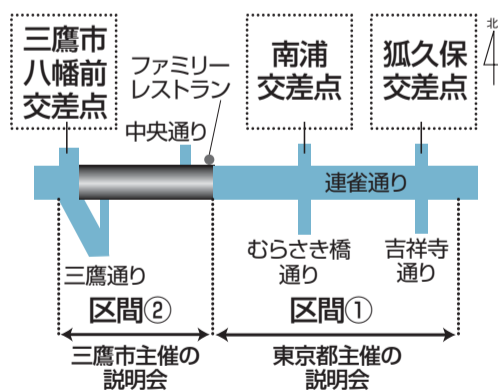
について、慢性的な渋滞の解消や連雀通りの歩道幅員向け、都から委託を受けて整備を進めています。今回は、概略設計(案)などをお知らせします。

日 2月10日(水)午後7時～8時30分

所 連雀コミュニティセンター

申 当日会場へ

問 まちづくり推進課 ☎内線2811



連雀通り商店街地区整備方針(素案)の説明会

連雀通り商店街地区(狐久保交差点～南浦交差点間、下連雀1・2・6丁目地内、約3ヘクタール)は、地域のみなさんからの申し出に基づき、昨年8月4日にまちづくり推進地区(※1)に指定されました。これを受け、市では現在、当該地区のまちづくり推進地区整備方針(素案)(※2)を策定中です。今回の説明会では同方針の内容を示し、当該地区の今後のまちづくりの進め方などを説明します。

日 2月7日(日)午前10時～11時30分

所 三鷹産業プラザ

申 当日会場へ(自家用車での来場はご遠慮ください)

問 まちづくり推進課 ☎内線2862

※1「まちづくり推進地区」は、三鷹市まちづくり条例に基づき、まちづくりを重点的に推進する区域として市長が指定する地区です。

※2「まちづくり推進地区整備方針」は、三鷹市まちづくり条例に基づき、市長が地区のまちづくりの目標や公共施設の整備に関する方針などを定めるものです。

東京外かく環状道路
「オープンハウス」が開催されます

東京外かく環状道路(外環)の事業概要や今後の進め方などについて、パネルや模型などを用いて説明する「オープンハウス」が、国と都により開催されます。今回は昨年12月に開催した「事業の概要及び測量等の実施に関する説明会」での説明内容や、現地調査の実施時期・調査個所などについても説明します。また、個別相談コーナーも設置します。

日 ①三鷹地区=1月30日(土)午後1時～5時、②調布地区=2月2日(火)午後4時～8時(両日とも同内容)

所 ①オープンハウス三鷹常設会場(北野3-6-1)、②緑ヶ丘地域福祉センター(調布市緑ヶ丘2-18-49)

申 当日会場へ

◆各会場へのアクセス案内
(自家用車での来場はご遠慮ください)

◇①三鷹地区

三鷹駅南口から みたかシティバス「北野ルート」行き

吉祥寺駅南口から 小田急バス「吉12北野」行き

千歳烏山駅から 関東バス「荻58北野」行き

いずれも「北野」バス停車

◇②調布地区

仙川駅から 調布市コミュニティバス

「緑ヶ丘児童館・福祉センター前」下車

問 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 ☎0120-34-1491(フリーダイヤル、月～金曜日午前9時15分～午後6時)

都建設局三環状道路整備推進課 ☎03-5320-5172 市まちづくり推進課 ☎内線2862

